

改正案	現 行
<p>別表第3</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 標準的方式</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式リスク・カテゴリー</p> <p>(略)</p> <p>イ. 個別リスク</p> <p>株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等のすべてのロング・ポジションの額及びすべてのショート・ポジションの合計額に、8%（ポートフォリオの流動性が高く、かつ、分散されている場合は4%）を乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。</p> <p>ただし、分散度の高い株式等ポートフォリオから成る指数取引を行う場合においては、そのネット・ポジションに2%を乗じて得た額とする。</p> <p>また、同一の株価指数の先物取引について、異なる日付又は異なる取引所（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第14項に規定する証券取引所、商品取引所法（昭和25年法律第239号）第2条第1項に規定する商品取引所及び金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第2条第6項に規定する金融先物取引所並びに海外におけるこれらと類似のものをいう。以下同じ。）で裁定取引を行っている場合においては、一方の取引についてのみ個別リスクの額を算出し、他方の取引につ</p>	<p>別表第3</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 標準的方式</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式リスク・カテゴリー</p> <p>(略)</p> <p>イ. 個別リスク</p> <p>株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等のすべてのロング・ポジションの額及びすべてのショート・ポジションの合計額に、8%（ポートフォリオの流動性が高く、かつ、分散されている場合は4%）を乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。</p> <p>ただし、分散度の高い株式等ポートフォリオから成る指数取引を行う場合においては、そのネット・ポジションに2%を乗じて得た額とする。</p> <p>また、同一の株価指数の先物取引について、異なる日付又は異なる取引所（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第14項に規定する証券取引所、商品取引所法（昭和25年法律第239号）第2条第1項に規定する商品取引所及び金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第2条第7項に規定する金融先物取引所並びに海外におけるこれらと類似のものをいう。以下同じ。）で裁定取引を行っている場合においては、一方の取引についてのみ個別リスクの額を算出し、他方の取引につ</p>

ては個別リスクの額を算出しないことができる。

ロ. (略)

ては個別リスクの額を算出しないことができる。

ロ. (略)